

2020年漁期(第6管理期間)の配分の考え方

配分において「考慮すべき事項」(くろまぐろ部会報告書)と具体的な配分の考え方(第5管理期間の考え方と同様)

- 漁獲実績に基づく基本的配分

⇒小型魚・大型魚共に、2002-04年を基本として、近年の漁獲実績(平均漁獲実績)を勘案して配分。

- 混獲回避等への配慮

⇒小型魚 国の留保の数量が多くないことから、留保からの配分を行わない。

⇒大型魚 ・来遊変動が大きいこと等から都道府県等に直近3か年の最大実績を考慮し上乗せ配分

・配分量が少ない都道府県に混獲管理のため一定の数量を上乗せ配分。

- データの収集への配慮

⇒小型魚 一部の地域の曳き縄漁業について上乗せ配分。

⇒大型魚 はえ縄漁業(近海かつお・まぐろ漁業)について上乗せ配分。



今回追加された考え方(一部は「くろまぐろ部会報告書」に反映)

- 繰越しに関するルール

⇒大臣管理漁業、都道府県ごとの配分量の未利用分のうち翌期に繰り越せる数量の上限は、各配分量の10%を上限。(WCPFCのルールが10%未満の場合はその率と同率)。残りの数量については国の留保。

- 繰越しのうち国が留保した分の取扱い

⇒繰越しのうち国が留保した分は、基本的に各配分量に上乗せ配分する。

- 繰越しのうち国が留保した分及び台湾からの大型魚移譲分300トンの配分方針

⇒小型魚 沿岸漁業に優先して配分する。

⇒大型魚 沿岸漁業及びデータ収集の配慮のため近海かつお・まぐろ漁業に優先して配分する。